

⚠️ 重要なお知らせ ⚠️

平素より当機関をご利用いただき、誠にありがとうございます。法改正に関連する手続きについて下記のとおりご案内いたします。

壁量基準等の経過措置(旧基準)の適用は

令和8年3月31日までに着工するものが対象です

01 背景

2階建て木造一戸建て住宅等に係る壁量基準等は、経過措置として、令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間は、「改正前の壁量基準等(旧基準)」の利用が認められています。しかし、令和8年4月1日以降に工事に着手するものについては、「改正後の壁量基準等(新基準)」に基づく申請が必要となります。

02 制度ごとの適用基準日

制度により適用される日が異なりますのでご注意ください。

- 確認申請 : 着工日*
 - 住宅性能評価 : 機関への申請日
 - 長期優良(長期使用構造等の確認) : 機関への申請日
 - 長期優良(所管行政庁への認定申請) : 所管行政庁への認定申請日
- 「申請日」は制度の取扱いであり、「着工日」が令和8年4月1日以降となる建築物は、新基準への適合が必要です。

* 着工：一般的には「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」または「根切り工事」に係る工事が開始された時点

03 新基準の解説(無料オンデマンド講座)

配信期間、最新情報は事前にご確認ください。

- 解説動画 : 国土交通省オンライン講座 : <https://www.shoenehou-online.mlit.go.jp/>
- 申請マニュアル : 国土交通省資料ライブラリー : <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>
- 軸組工法 : 日本住宅・木材技術センターHP : <https://www.howtec.or.jp/publics/index/442/>
- 枠組壁工法 : 日本ツーバイフォー建築協会HP : <https://www.2x4assoc.or.jp/technology/technical/>

04 よくあるご質問

Q. 旧基準で建築確認の交付を受けた後、着工が令和8年4月1日以降となる場合の手続きは？

A. 原則、**着工前までに「軽微変更」**による手続きが必要です。

※ 経過措置の適用の有無の変更による場合は、計画変更と同額の手数料となります。

※※ ただし、変更内容が建築基準法施行規則第3条の2第10号に該当する場合

Q. 性能評価で旧基準により交付済みの場合、変更設計で新基準へ切り替えることはできますか？

A. できません。新基準にする場合は新規申請が必要です。

新基準へ切り替える軽微変更は**再審査**に時間を要しますので、**検査直前の申請は検査の延期となります。**あらかじめ余裕をもってご申請ください。ご不明な点がございましたら、各審査担当までお問合せください。

令和8年3月をもって 壁量基準等の経過措置が 終了します

経過措置の終了にあたり

以下の **2** 点にご留意ください

- 1** 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、
令和8年3月31日までに着工する建築物
➔ 着工後に計画変更する場合は、その審査時に改正前又は改正後の基準への適合を確認する必要があります。

| 令和8年4月1日 | | 壁量基準等への適合の確認等について |
|----------|--|-------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> 完了検査時に改正前の壁量基準等への適合を検査 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 計画変更の審査時に改正前又は改正後の壁量基準等への適合を確認 完了検査時に計画変更時に適用した壁量基準等への適合を検査 | |

- 2** 経過措置を適用して確認済証の交付を受け、
令和8年4月1日以降に着工される建築物
➔ 不測の事態により、やむを得ず令和8年4月1日以降に着工する場合、検査時、又は着工後に計画変更する場合の審査時に改正後の基準への適合を確認する必要があります。

| 令和8年4月1日 | | 壁量基準等への適合の確認等について |
|----------|---|-------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> 完了検査時に改正後の壁量基準等への適合を検査 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 計画変更の審査時に改正後の壁量基準等への適合を確認 完了検査時に改正後の壁量基準等への適合を検査 | |

※壁量基準等の経過措置について

建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直しに伴い、構造関係規定のうち、令第43条第1項による柱の小径の基準と令第46条第4項による壁量の基準について、改正後の建築確認・検査の円滑化を図る観点から、改正法の施行後1年間（令和8年3月31日まで）に着工するもので、延べ面積が300㎡以内の旧4号建築物について、改正令等による改正前の基準によることができるとする経過措置を設けています。